

## ＪＡバンクキャッシュカードの補償制度のお知らせについて

偽造・盗難などによるキャッシュカードの被害について原則として、ＪＡバンクが補償いたします。

平成１８年２月１０日から「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」が施行されることに伴い、偽造・盗難キャッシュカードによる被害は原則としてＪＡバンクが補償いたします。

また、預貯金者保護法に基づく補償以外にＪＡバンク山口ではローンカードによる被害も原則として法に規定する内容に準じて補償いたします。（偽造・盗難による被害の場合ともに１口座について年間２００万円まで。）

ただし、お客さまのキャッシュカードに管理方法や暗証番号の設定などにおいて「重大な過失」、「過失」、「故意」があった場合には補償に制限があるのでご注意ください。



重大な過失がある場合・または故意の場合

お客様が他人に暗証番号を知らせた場合  
キャッシュカード上に暗証番号を書き記していた場合  
お客様が他人にキャッシュカードを渡した場合  
その他本人に上記と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

偽造、盗難カード  
ともに補償されま  
せん。



盗難事故において過失がある場合

盗難カードによる  
被害額の補償は  
７５％までとなりま  
す。

生年月日、自宅の住所・地番、自宅や勤務先の電話番号や自動車のナンバーなどを暗証番号として使用し、かつ、キャッシュカードと暗証番号を推測させる書類（免許証・健康保険証など）とともに携行・保管していた場合  
暗証番号を容易に第三者が認知できるようなメモなどに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合

上記のほか、次の事項のいずれかに該当する場合で、これらの事由があいまって発生したと認められる場合

- (１) 生年月日、自宅の住所・地番、自宅や勤務先の電話番号や自動車のナンバーなどを暗証番号として使用していた場合  
暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話などＪＡの取引以外で使用していた場合
- (２) キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合  
飲酒などで通常の注意義務を果たせなくなるなど容易に他人に奪われる状況においていた場合

なお、盗難カードによる被害の補償となる期間は、被害を当ＪＡへ届け出られた日からさかのぼって原則３０日以内です。

以上の対応に伴いキャッシュカード規定を変更しております。詳しくは[こちら](#)のとおりです。

ご利用のキャッシュカードの暗証番号はＪＡバンク山口のＡＴＭから変更できます。  
暗証番号が生年月日や電話番号など他人に推測されやすい番号のお客様はすみやかに変更してください。  
また、キャッシュカードの暗証番号をロッカーや貴重品ボックスなどご利用なされませんようお願いいたします。

## こちら

### 偽造・盗難キャッシュカード問題にかかる 「キャッシュカード規定」の一部改正について

#### 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

#### 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し(ただし、カードローンの貸越は含みません。)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができません。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### ワイドワードローン・らくらくキャッシュについて

ローン専用カードによる被害につきましても上記に準じて取り扱います。ただし、補償額については一定の限度額

の範囲内といたします。

## 重大な過失

本人の重大な過失となりうる場合とは、典型的には「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、具体的には以下のとおりです。

本人が他人に暗証を知らせた場合

本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合

本人が自らキャッシュカードを他人に渡した場合

その他本人に から までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記 および については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

## 過失となりうる場合

次の または に該当する場合

金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合

暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

暗証の管理

ア 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

イ 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

キャッシュカードの管理

ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ 酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

その他 . . . の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合。